

京都府公報

号外 第26号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

規 則	告 示
○京都府組織規程の一部を改正する規則 (人事課) ^{ページ} 1	○保安林の皆伐面積の限度 (森の保全推進課) 1

規 則

京都府組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第25号

京都府組織規程の一部を改正する規則

京都府組織規程（昭和30年京都府規則第32号）の一部を次のように改正する。

目次中「第38条の13」を「第38条の12」に改める。

第38条中「ワクチン接種対策室」を削る。

第38条の2を削り、第38条の3を第38条の2とし、第38条の4から第38条の10までを1条ずつ繰り上げる。

第38条の11第6号中「(他課の主管に属するものを除く。)」を削り、同条を第38条の10とし、第38条の12を第38条の11とし、第38条の13を第38条の12とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

京都府告示第316号

令和5年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和5年6月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 水源かん養保安林、土砂流出防備保安林及び干害防備保安林

地 区 名	区 域	許 容 限 度 面 積		
		水 源 かん 養 保 安 林	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	干 害 防 備 保 安 林
木 津 地 区	木津川市及び相楽郡一円	96.10 ^{ha}	190.08 ^{ha}	1.70 ^{ha}
宇 治 ・ 田 辺 地 区	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久世郡一円及び綴喜郡一円	38.70	60.04	3.44
京 都 地 区	京都市（右京区京北を除く。）、向日市、長岡京市及び乙訓郡一円	765.77	113.89	3.16
亀 岡 ・ 園 部 地 区	亀岡市及び南丹市（園部町、八木町及び日吉町（畑郷、胡麻ミロク、胡麻鷹ノ栖、上胡麻榎木谷及び上胡麻宝子を除く。）に限る。）	182.72	254.59	-
丹 波 地 区	南丹市（日吉町（畑郷、胡麻ミロク、胡麻鷹ノ栖、上胡麻榎木谷及び上胡麻宝子に限る。）に限る。）及び船井郡一円	495.10	134.03	2.76
淀 川 上 流 地 区	京都市（右京区京北（上弓削町八丁山を除く。）に限る。）	457.46	96.20	-
由 良 川 上 流 地 区	京都市（右京区京北（上弓削町八丁山に限る。）に限る。）及び南丹市（美山町に限る。）	1,028.03	162.84	-
綾 部 地 区	綾部市	468.64	141.66	12.92
由 良 川 中 流 地 区	福知山市	333.61	164.46	15.64
舞 鶴 地 区	舞鶴市	163.66	151.47	16.84
宮 津 地 区	宮津市及び与謝郡一円	411.02	131.38	1.50
峰 山 地 区	京丹後市	513.62	163.72	2.66

注 数値は、国有林及び民有林の合計値である。

2 保健保安林

地 区 名	区 域	許 容 限 度 面 積
京 都 府 地 区	京都府の全域	346.13 ^{ha}